自動車運送 (議第22号) 1

議第22号

平成22年度京都市自動車運送事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成22年度京都市自動車運送事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 運転計画

事項	一般路線	定 期 観 光
運 転 車 両 数	両 681	回 (年間延べ) 1,460
年間走行キロメートル	29,455,500	km 62,050
年 間 総 輸 送 人 員	115,340,000	29,200
1 日平均輸送人員	316,000	

2 主要な建設改良工事計画

乗合自動車購入 2両

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 自動車運送事業収益 21,824,000千円

第1項 営 業 収 益 19,687,091千円

第 2 項 営 業 外 収 益 2,136,909千円

支 出

第1款 自動車運送事業費用 20,885,000千円

第1項 営 業 費 用 20,083,156千円

第 2 項 営 業 外 費 用 751,844千円 第 3 項 予 備 費 50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,351,000千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)。

収 入

第1款資本的収入 1,471,000千円
第1項企業債 1,430,000千円
第2項補助金 41,000千円

支 出

第1款資本的支出 3,822,000千円
第1項建設改良費 1,479,427千円
第2項企業債償還金 2,342,573千円

(企業債)

第5条 起債の目的, 限度額, 起債の方法, 利率及び償還の方法は, 次のと おりと定める。

起債の目的	限	度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
自動車運送事業建設改 良費	千円 1,430,000	発行価格が額 面金額を下回 るときは、そ	(他の地方と行の共同発力と行うとう の共言が表する。) では消費が、登ります。 では消費が、登ります。 では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	8.0以内	居置年均法る政に上と 時期以等に。のよ償が の間内そよた都っ還で のよ償で のよ償しそはする。 をき のよ償で

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、20,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 乗合自動車の減価償却費等に充てるため、一般会計からこの会計へ 補助を受ける金額は、2,151,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

平成22年2月17日提出

京都市長門川大作